

所得段階別の介護保険料（令和6年度～令和8年度）

資料1-2

【第8期】令和3年度～令和5年度				【第9期】令和6年度～令和8年度				保険料比較	(参考) 標準料率				
保険料段階	対象者		算定方法	年間保険料額(A)	保険料段階	対象者		算定方法		年間保険料額(B)	差額(B) - (A)		
第1段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税 ①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.50 (0.30) ※1	38,000円 (22,800円) ※1	第1段階	世帯全員が市民税非課税 ①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.455 (0.285) ※1	33,306円 (20,862円) ※1	△4,694円 (△1,938円) ※1	0.455 (0.285)			
第2段階			本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	基準額×0.625 (0.50) ※1	47,500円 (38,000円) ※1		第2段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	基準額×0.685 (0.485) ※1	50,142円 (35,502円) ※1	△2,642円 (△2,498円) ※1	0.685 (0.485)	
第3段階			本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.75 (0.70) ※1	57,000円 (53,200円) ※1		第3段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.69 (0.685) ※1	50,508円 (50,142円) ※1	△6,492円 (△3,058円) ※1	0.69 (0.685)	
第4段階		課税世帯に が市民税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.85	64,600円	第4段階	課税世帯に が市民税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.85	62,220円	△2,380円	0.90	
第5段階(基準)				本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	基準額	76,000円			第5段階(基準)	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	基準額	73,200円	△2,800円
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	91,200円	第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	87,840円	△3,360円	1.20		
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.35	102,600円			第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.35	98,820円	△3,780円	1.30
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.65	125,400円			第8段階	本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.65	120,780円	△4,620円	1.50
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.85	140,600円			第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.85	135,420円	△5,180円	1.70
第10段階			本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×2.00	152,000円			第10段階	本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×2.00	146,400円	△5,600円	1.90
								第11段階					
第11段階			本人の前年の合計所得金額が620万円以上820万円未満	基準額×2.10	159,600円			第12段階	本人の前年の合計所得金額が620万円以上820万円未満	基準額×2.30	168,360円	8,760円	2.30
	第13段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上				基準額×2.40	175,680円	16,080円					
第12段階	本人の前年の合計所得金額が820万円以上	基準額×2.20	167,200円					8,480円					

※1 () 内は公費負担により実施する保険料軽減措置後の料率及び保険料です。